

函館市事業仕分けの概要

平成24年8月19日(日)第1班

■日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・進行役から説明

■1-3-1 灯台資料館管理委託料についての説明

- ・資料に基づき, 市民部市民・男女共同参画課から説明

■1-3-1 灯台資料館管理委託料についての質疑

(E 委員)

ホテル恵風との連携が成果をあげているということですが, その中身を教えてください。

(説明者)

ホテル恵風の連携による自主事業の中身ですが, オープン時は長い間灯台資料館が独自で, フォトコンテスト, 登山教室, 俳句会等を催しておりましたけれども, 年々, 入館者の減少とともに開催が難しくなってきました。平成18年度以降の指定管理者制度の導入以降は, たまたま双方の施設の指定管理者が楳法華振興公社ということから, ホテルのお客様に資料館を訪れてもらうという連携のなかで, 例えば, 光る素材を使っているいろいろな作品を作ってもらう体験工房や, 漁船で使われるイカ釣りの集魚灯を地元のたくさんの事業者から提供してもらいまして, それに色をつけて, 電飾して, それを冬場の雪の時期に, 公園とか, 周辺施設の周りの雪の中に置く岬灯りという取り組みをしています。集魚灯のデザインを体験工房としてお客様に体験してもらって, それを冬場に使うという取り組みを行っています。

また, 俳句を投稿してもらい, まとめあげたものを冊子にして, 希望者に郵送しています。これはオープン時から取り組んでいますが, 灯台クイズを実施しております。全問正解者には, 毎月抽選で粗品を送っています。

(E 委員)

最初のお話の中にありましたけれど、この地区の観光全体を考えると、当初は単独でやっていたものが、今は連携してやっているということがわかりました。入館者数が増えているといっても、もっと期待される場所ですけれども、こういう観光施設として考えていく場合、やはりリピーターを増やすということが大事になると思います。2度、3度と来ていただきたいわけです。ホテル恵風に、リピーターがどれくらい来ているかという調査があるかわからないですけれども、恵風のお客様で、2度目のお客様が資料館にも来てくれているのでしょうか。それが現時点で、どのくらいできているのか、感覚的なものでもいいので、2度目のお客様にも見る価値がありますよ、ということと言える状態なのかお聞きしたい。

(説明者)

恵風がどのように灯台資料館をPRしているのかですが、恵風で申し込みがあった時点で、予約の時点でいかがですかということに対応するなどしております。恵風を訪れてくださったお客様の希望者に無料の券を配付しています。恵風としての取り組みですから、その料金は、恵風から資料館に支払う仕組みをとっておりますけれども、2回目、3回目の恵風を訪れたお客様がまた訪問しているかということについては、現時点ではわかりません。

(E委員)

入館者数の推移を見ますと、最初は非常に多くて、その後だんだん減ってきており、アンケートを見ると、8割が初めてきたということになっています。ほかの観光施設であれば、例えば、夜景や赤レンガ倉庫群であれば、6割くらいが2回目以上とかいうものもあります。そこで8割というのが1回目ということですから、そういうなかでどうやってリピーターになってもらうのが必要だと思うんです。この地区全体のリピーターにも、この施設のリピーターにもなってもらうことが必要だと思うんです。その際、資料館だとどうしても1回見ればいいかなということになるのかなと思います。しかし、アンケートなどを見ますと、景観の評価が高かったりしています。体験型メニューもあるようですが、もう少し景観を生かしたものができないのかなというのが、個人的に思っているところです。もう1点、アンケートの中で、400円が高い、望遠鏡は無料にすべきという意見がありまして。先程、ご説明の中でありましたが、トータルで考えれば、ここではあまり儲からないですけれども、恵風のお客さんが入ってくれるからトータルで考えたいと。そこで、この料金設定は高いという意見が出ているのです

が、これはどういうふうにお考えでしょうか。この料金設定を、例えば、下げればどうなるのでしょうか。今、市内の小中学生を無料にしていますが、価格設定は非常に大事だと思います。このアンケートへの見解をお聞かせ願いたい。

(説明者)

アンケートの感想を見ますと、400円は高いというものもあります。全国の類似施設の調査をしたところ、手前味噌になりますが、これだけの灯台に関する資料を展示しているのは、ここだけだと思っています。全国を見てみると、灯台そのものを見学できるのが、全国15か所。それから、灯台の歴史の紹介をしているのが、全国で10か所。その展示方法も、使われなくなった灯台職員の宿舎を利用した展示とかです。それらの施設の料金を見てみると、150円から200円という事例が多くありました。400円として理由は明確ではありませんが、全国の施設を比較しても、建設費もありましたし、平成7年から400円でずっとやってきているということから、今後この400円を下げられるかどうかという検討は必要になってくるかとは思っています。それから、望遠鏡は、社団法人燈光会という組織が東京にありまして、その組織が、灯台資料館に料金を払って、設置をしてもらっている。その使用料は、灯光会に入る仕組みになっています。ですから、そういうことから、望遠鏡の無料化というのは難しいかなと思っています。

(E委員)

それはどうして、そういう形になったのでしょうか。望遠鏡を灯光会で設置するということですがけれども。

(説明者)

灯台資料館の資料全般、灯台に関する紹介のパネルですとか、レンズですとか、そういうものは全部灯光会が用意してくれたり、準備をしてくれたりしてもらっています。ですから、灯光会という組織の協力の中でやっているものであって、当初から望遠鏡については、灯光会でつけているということです。

(F委員)

調書の自己評価のところに自主事業の充実を図るというように記載をされているのですが、先ほどのご説明にもありましたとおり、恵風の宿泊者以外で、今後こういったことで利用者を増やしていこうという事業の計画がありましたら、お聞きしたい。

(説明者)

椴法華振興公社が、ホテル恵風と連携してこれまでいろいろやっておりますけれど

も、今企画しているのは、前面が太平洋で、視界が広い海が広がっています。秋頃にはイカ釣りの漁り火が全面に広がるというすばらしい景色が出現する時期が来ます。ですから、それをお客さんに資料館の3階の展望台から見てもらうことをやるとか、そのようなことを企画しております。

(F 委員)

もし、おわかりであればお聞きしたいのですが、アンケートの集計では、来館者数と感想というところを抽出しているのですが、資料館のアンケートでは結構細かく質問項目があって、どういう方が資料館を訪れているのかというターゲットについて、どこまで把握しているのかをお聞きしたい。例えば、年代、性別などいうところから始まって、どちらからお越しですかとか、市内、札幌、道内、道外というところで質問されています。それから、来館の目的では、恵風の利用ということのほかに、観光その他というものもあります。それから、資料館を何でお知りになりましたか、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどというところがあります。次の質問にもかかってくるのですが、この辺の傾向を把握されているかということをお聞きしたい。

(説明者)

アンケートの集計は、年代別、性別、どちらの方面から来ているか、回数、目的、グループか家族か、何で知りましたか、とかのデータはとってあります。

(F 委員)

今、データは出ていますね。一番多かったものを教えて欲しい。年代は？

(説明者)

今、私が持っている資料から言いますと、年代は、60代が28.6%、30代が19.5%、10代が14.3%、それから性別で言いますと、女性が53.2%、男性が46.8%。それからどちらからいらっしゃいましたかという、やはり市内が42.9%、あとは近郊の北斗市、七飯町となっていて、札幌市は14.3%になっています。

(F 委員)

目的は。

(説明者)

目的は、観光で来られたというのが45.8%、恵風に宿泊したからというのが33.7%というような数字です。

(F 委員)

最後のなぜ知ったのかということは。

(説明者)

なぜ知ったかという情報先は、その他が一番大きくて、灯台資料館のパンフレット、恵風のパンフレットやちらし、観光案内など69.6%、次には、知人から聞いたが17.4%、次にテレビ、新聞と続いています。

(F委員)

大体、予想に近い統計かなと思います。これによって、どういうルートで、どういう目的で、どういう方たちが来られているのか、という傾向が分かると思います。おおよそこの入館者の中で、入館料が無料になる方がいらっしゃいます。障害者、高齢者での無料となる方も含めると、32%ほどが入館料をいただいていない利用になっているということです。それはそれでかまわないと思うのですが、他の資料館等も調べて、一人当たりにかかるコストは1,620円、入館料一人当たりいくらもらっているかは199円、他の資料館と比較しても平均的なもので、決して高いわけではないので、おおよそ入館者に対しても使われている支出、いただく料金というのは適正に決められているという判断ができるのですが、一つだけ、広告宣伝費が管理委託料の中で約20%を占めています。この使われ先が、いただいた資料を見ますと新聞の掲載、テレビ放映というところに半分以上が使われています。パンフレットやじゃらんへの掲載というのは、それほどでもないのですが、テレビ、新聞というところに結構全体予算の中の大きな部分が使われているのですが、それを見て訪れたものが、実はあまりいないということで、今後、広告宣伝のターゲットとして、そこに予算を大きく割くことについては、どうお考えでしょうか。

(説明者)

ご指摘のとおりでして、広告宣伝費ですが、函館市榎法華振興公社が、ホテル恵風と灯台資料館を両方PRする訳ですが、トータルでもっての数字のはじきでして、そのうちの15~20%につままして、灯台資料館の広告料です、というような決算の出し方をしています。

(F委員)

わかりました。広告宣伝を同時にやっているということで、分担の分をこちらに計上しているということですね。広告宣伝の中で、指定管理者の問題なのか、市の問題なのかわかりませんが、これは公共の施設ですよ。当然、恵風も函館市の施設です

よね。函館市の公式ホームページを見ると、ピカリン館、灯台資料館についてはどこにも記載がなく、私も一生懸命探したんですけど、たまたまグーグルで検索をしたら、逆にヒットしました。温泉、オートキャンプ場というカテゴリーの中に、ホテル恵風は入っているのですが、そのホームページの中に、灯台資料館が一部紹介されているというだけです。それ以外どこを見ても宣伝されていない。この資料館については、当然、恵風の附属施設というのは、もともとそうだと思うんですが、今これから函館市として、観光の資源として集客をしたいと考えた場合に、これは観光施設なのか、それとも全国でも非常に希少な、貴重な資料がそろった資料館だということで、博物館的な扱いをするのか、吟味することが大切だと思う。温泉、オートキャンプ場のカテゴリーに入っていることについて、市としてどう考えているのかということが1点と、同じような資料館、例えば、北方民族資料館は、社会教育施設というカテゴリーの中で、共通入場券がありまして、4施設どこに行っても使えます。そういった、函館市の他の観光施設、資料館、博物館といったものと連携をして、他の施設に行った方が、共通券を持っていて、ここにも行けるということを宣伝するやり方というのは、他の社会教育施設ですごく有効的な仕掛けかなと、私は思っているのですが、そのあたりの検討ということについて聞かせていただきたい。

(説明者)

博物館的施設か、観光的施設かという、やはり観光的施設だと思っています。今委員がおっしゃられたように、今後のPRの方法として、効果的だと思いますので、今の意見を参考にさせていただきたいと思います。

(F委員)

今回資料館も行かせてもらいました。ホームページでもいろいろ情報も調べましたが、広告宣伝で同じ費用を使うのであれば、資料館をもっと全国の人が手軽に調べて、行ってみたいと思う施設としての宣伝というのが必要なのではないかと思います。今はホテル恵風の中にピカリン館という項目があって、そこを開くと、一応資料館の内容について見られるのですが、このパンフレット以上の情報が出てきません。しかも、写真をただ載せているだけです。もう少し同じ宣伝する費用をとるのであれば、そういったところをもっと広くPRしてほしい。私も行って見てわかったんですけど、魅力的な施設なのでたくさん見てもらう、ちょっと遠いけど足を運んでみたい、そう思うだけにするのが、この函館地域全体のプラスになるものと考えて

います。

(B委員)

榎法華振興公社は、恵風と資料館以外の事業は何かやっていますか。

(説明者)

2つだけです。

(B委員)

指定管理者以前については、広告宣伝費が計上されていませんでしたが、これは広告宣伝をしていなかったということでしょうか。

(説明者)

直営時代には、榎法華村の産業課、市になってからは産業建設課の予算でパンフを作ったりしていました。

(B委員)

この広告宣伝費については、15～20%ということで割り振りしていることですが、この比率の割り振りは、どのような考え方が聞かれていますか。

(説明者)

詳しくは聞いていません。明快な根拠はわかりません。

(B委員)

恵風の方は、いろいろ「じゃらん」などでも目立つ広告は出ているんですね。その中でも灯台資料館はほとんど載っていない。それで、15%から20%というのがいかどうか、私は数字を見てびっくりしました。広告宣伝費がありますが、ほとんど目についていないような広告の仕方かと。確かにホームページだとか部分的にはありますが、その比率がどうかという問題があります。また、例えば南茅部の道路が完成した時に、道南の東側の渡島地区の観光の一つの施設になるのであれば、長い目で見ながら、榎法華振興公社がトータルでそういうことをやっていかないといけない。ただ、広告宣伝費だけを割り振りしているだけだと、何にもならないのかなと思います。負担がどちらにいつているのかということになるだけだと思う。恵風が主体になっているのか、こちらが主体になっているのか、その広告費の割合がわからないのでは、あまりここまでかけてますよということは、実際にやっているかどうかということとはちょっと違うと思います。

(D委員)

灯台資料館については、意欲的に宣伝しようということがあまりないのかなと感じます。実は私、毎年灯台を訪ねています。ものすごく景色がよくて、気持ちが和やかになる場所です。毎年東京からお客様が来ると、そこに行きます。すると、北海道に来たという気持ちになるっていいです。あの景色をみて、ふと後ろを向くと資料館があつて、資料館が非常に暗く感じるんです。道路も、車いすで行くものですから、かなりアップダウンがあつたり、なかなかそこまで行くのが難しい。ただ、灯台と広い海を見て、帰りにはホッケを買ってくるというコースなのですが、毎年すごく楽しみにしています。市内の方は、当たり前前の風景のようですけども、都会から来る方は、このような景色に魅力を感じているんです。恵風だけではなくて、市内のホテルと提携し、ホテル発着の1日コースを設けてみるとか、そういうところから、観光客の開拓をしていくことも必要ではないかなと思いますがいかがですか。

(説明者)

隣の南茅部に、昨年縄文センターができて、結構お客さんが来ています。ですから南茅部だけの集客というのではなく、振興公社でも逆にそこを利用させてもらって、コースに含めてもらって、ピカリン館を訪れてもらうということも必要だと考えています。

(D委員)

ぐるっと回ってくれば、結構楽しい。歴史のあるところだという感じがしましたので、ぜひ、お願いしたいと思います。

(C委員)

質問が重複するかもしれませんが、恵風に泊まったもしくは入浴したことによる灯台資料館も見れますよというセット料金の設定がありますか、なければ割引というのがありますか。

(説明者)

もう一度お願いします。

(C委員)

ホテル恵風に泊った、入浴したときのセット料金の設定とかありますか、無いとすれば割引するようなものはありますか。私もしょっちゅう行くんですけど、灯台資料館は知りませんでした。

(説明者)

先ほど説明しましたが、恵風へ訪れた宿泊者、日帰りの方には、200円券を、無料券になるのですが、恵風でそれを作って、宿泊者とか、日帰りの方で希望される方にはお渡ししています。

(C委員)

無料ですか。

(説明者)

はい。無料です。

(C委員)

もっと函館市内でもPRしなければならないと思っていましたが、新聞やらテレビやらでおこなっているということです。どういう宣伝をされているのでしょうか

(説明者)

テレビで言いますと、平成21年度まではHBCとかNHK、これは平成22年度からやめているようなのですが、STVでは、はこだて市民ニュースで紹介しています。

(C委員)

新聞広告はコストがかかるんですね。その他の支出のうち、消費税が平成22年度で27万8千円、23年度で40万7千円となっている。消費税に差はないと思っていたが。

(説明者)

消費税は、支出項目として出てくるのは平成20年度からという記載になっております。平成19年度までは、各支出項目の中に消費税を含めた決算の仕方をしていました。平成20年度から決算の方法を改め、外税にしています。額の違いは、それぞれの支出の額によって変わってきます。

(C委員)

総予算が変わらないのに、消費税が増えているのは意味がわからない。年間収入が入館料100万くらいで、855万くらいの委託料を使うような事業は、民間ではできないと思う。だからといって廃止とはならないが。委託料を縮減していかなければいけないかなと思います。

(A委員)

先ほどから広告費のことをみなさんお尋ねしていますが、率直に申し上げまして、800何万という予算を特に多すぎるとは思っていません。ただ、これを民間会社ならどう使うかということを考えますと、広報費を有効的に使うことはもちろん大事ですけ

ど、使った結果が、入館料も高いし、たいしてわざわざ足を運ぶほどの施設ではないということが広まりますと、広告費が仇になるんです。私は、広告費を多少削っても、施設を魅力的にするということに、まず日々努力されて、どんな小さなことでも、変えてみることをやってみればいいのではないかと思います。私も飲食店を経営していますので、広告宣伝費はかなり使いますけれども、費用対効果はいつも検証します。先ほどF委員がおっしゃっていましたが、グーグルで初めてひっかかったと。今の観光というのは、ほとんどインターネットですね。インターネットでひっかからないようなところは、集客には結びつきません。ここ4、5年くらい前からは、紙面広告は全部やめています。インターネットの広告に多額の費用をかけているのですけれども、インターネットを使っても、どのように来てもらえるかということは、やはりスペシャリストの力を借りることなしでは、インターネットでヒットすることが今の時代では非常に難しいです。(スペシャリストは)今の若い人の探し方を研究されつくしているのです、そういうところに費用をかけることは有効的だと思います。あとはテレビも高いです。テレビは、一つは一過性のものだけということと、あとはどうしても紙面だと、どんなに1ページ使ったとしても情報量は決まっています。でもインターネットですと、もっともっと地元の良さとか、そういうことも伝わるので、ぜひ、スペシャリストの力を借りるような方向性があつたらいいなと思います。

あと支出の内訳を見ますと、保守点検の委託が非常に多いです。保守契約していると安心ですが、大きく壊れた場合であれば、保守契約していても、別途費用がかかると思います。保守の契約をしていない時と、どちらのほうか効果的か検証された方がいいと思います。保守契約は3年くらいで私はやめました。壊れたときに修理してもらい、そのときの費用は多少高めだが、保守契約しているよりも、ずっと費用がかかりません。

消耗品その他の支出のところ、**「消耗」**という文字のところをたすと結構大きな金額になるが、どのようなものに使っているのか。結構足すと金額が大きいので、もっと精査して、館内を充実させるとか、インターネットでスペシャリストの力を借りるとか、もうちょっと方向転換すると、まだまだ可能性のある地域じゃないかなと思います。本当に海が近いですし、景観もいいですし、他の地域からみたら、観光資源にも溢れている地域だと思いますので、ぜひダイナミックに展開して行ってほしいなと思います。

(B委員)

公共施設の貸与ですが、契約は楳法華村の時代になさっているのでしょうか。市になってから、指定管理者を指定した時に、展示物を借りているというところの契約はどのようになっているのでしょうか。展示物は賃貸という形になるのでしょうか。望遠鏡は無償という形の契約になっているのでしょうか。

(説明者)

望遠鏡は有料です。

(B委員)

業者が公共施設の中に設置している利用部分についてですが。

(説明者)

望遠鏡の設置料は有料です。

(F委員)

以前から恵山御崎の南側、道道635号線は一部対向できない場所があって、相当通りにくい場所だと思っています。工事していたと思いますが、現状どうなっているのでしょうか。

(説明者)

道路は、来年の夏以降、工事が完成して開通することになっています。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行います。

灯台資料館管理委託料では「制度の抜本的な見直し」が2票、「実施内容や手法の改善」が4票、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■1-3-2 亀田青少年会館管理委託料についての説明

- ・資料に基づき，生涯学習部生涯学習文化課から説明

■1-3-2 亀田青少年会館管理委託料についての質疑

(A委員)

目的のところは青少年の教養の向上ですとか豊かな情操を養いなど書いてありますが，全体として，この地域の青少年の人数，今居場所であるという数字を見ても，居場所を求めてきているとかの需要が多いかなとも思いますし，また片一方でどの地域でも青少年は多くの問題を抱えておりますので，そういうニーズを把握とか，より援助が必要な子どもたちのためのプログラムであるとか，何かそういったことでお聞かせいただきたい。

(説明者)

この地域の青少年の人数は把握していませんが，現在の指定管理者は，地域社会の再生がまちづくりの基本という考え方に立っておりまして，会館の運営にあたりましては，町会をはじめ，学校や商工会などと連携し，町会と一緒に清掃活動とか，盆踊りとか，町会と一体となって館の運営にあたっておりまして，町会からも，会館の草むしりなどを手伝っていただいたりしています。今，地域の教育力が非常に低下し，やはり子ども達が荒れている大きな原因になっているものと思っておりますので，今の指定管理者は，今年の4月から運営にあたっておりますけれども，積極的に子ども達がいやすい場所，いつ来ても行事をやっている，行事をやっていることで集まりやすいとか，そういう配慮をした事業計画をたくさん盛り込んで積極的に運営しています。

(A委員)

イベント的なものが多いと思いますが，例えば，子どもたちが企画から携わっているものはありますか。

(説明者)

この指定管理者は，今ボランティア通貨というものを発行しています。まず，この管理運営で正職員が3人で，人が足りないということもありますが，大学生のボランティアなどに来ていただいて，運営に携わってほしいということで，市内の大学5か所に参加ポスターを掲示してボランティアを参加を募っています。この他に，利用児童の保護者ですとか，先程も申し上げましたとおり，町会の人にも協力してもらっています。

その際に、ボランティア通貨というものを発行しておりまして、子ども達に対しても、会館の草むしりとか、水まきとか、そういうことをすると、ボランティア通貨をあげますよ、と。それで、そのボランティア通貨で、例えば、自動販売機でジュースを買うとか、センターの事業に参加するとか、町会や商工会の夏祭りで物を買えるとか、そういうような取り組みをしています。ボランティア通貨に対する考え方というのは、互いに助けられ、支え合うサービスや行為を通貨として、センターの事業参加料や、センターの自動販売機で交換するシステムで、地域で、子ども達が、自分達が働いて、そのようなものをもらって、そういう自分達が、独自の通貨を循環させながら、コミュニティーの再構築、支え合いの地域づくりをするその仲間子ども達も入るという考え方で、今取り組んでいます。

(A委員)

委託料、支出の方ですけれども、これが年々増えているのですが、これはどのような理由なのでしょう。

(説明者)

委託料ですね。指定管理委託料は、平成21年度は1,520万6千円、24年度は1,513万3千円と、若干減っていますが。

(A委員)

収入ではなくて、支出の方ですが。23年度は453万円。

(説明者)

すいません、どこですか。

(進行役)

収入ではなく、支出の欄の委託料です。

(説明者)

失礼しました。業務委託料の部分ですね。提案金額が421万円に対して、24年度の予算が432万3千円で、この受付清掃の部分が若干増えており、あと、塵芥収集運搬、これは搬出するゴミの量によって、金額が決まります。いろんな事業をするとゴミもどんどん出るものですから、当初提案した時には、5万円程度と見ていたのですが、今は月に5回から6回イベントをやっています。そうすると、どうしてもゴミの出る量が増える。そうすると収集量も増えるということになると思います。

(C委員)

仕分け調書の5番目、指定管理者の収支状況の支出のところに租税公課というところがあります。平成23年度から税金がかかっているでしょう。21年ゼロ、22年ゼロ、というのはなぜですか。

(説明者)

基本的に、21、22、23と指定管理者となっていますけれども、1年目と2年目は消費税がかかりません。それでゼロになっています。

(C委員)

後日いただいた資料の平成24年度函館市亀田青少年会館管理業務収支計画書の中で、提案金額とありますが、提案金額とは何ですか。

(説明者)

指定管理者を公募されたときに、自分たちはこういう金額で管理運営をしますということで、提案していただいた予定金額です。

(C委員)

予算額とはなんですか。

(説明者)

予算は、実際に自分たちが指定管理者に指定され、実際に運営するにあたって、具体的な事業計画を立てた際に、ほとんど同様ですけれど、実際にやってみると、いろいろなものを買わなければいけないとか、そのように状況が変わりまして、実際に提案していた人件費より安く人件費を抑えて、その代わりに、いろいろな物を買うとか、そういうふうに提案していた額が実施にあたり動く実施予算となっています。

(C委員)

24年度4月から（指定管理者が）新たに変わった予算が、かなり変わっています。前の指定管理者の人件費は23年度で718万円、新しく指定管理者になったところは571万6千円。報償費は26万8千円が13万円くらいプラスになっている。消耗費は74万7千円が27万8千円、46万9千円マイナス。委託料も21万6千円のマイナス。その分、事業費に新しい指定管理者では91万5千円増えている。光熱水費も25万5千円マイナス。すごく金額の違いがある。それが特徴ですけど。これを見ると普通、人件費や消耗品費、光熱水費は下げられないのではないか、と思いますが、それを見事に下げている。人件費は147万円も下げていますから、前の指定管理者の予算が多すぎるのではないかという気がしたんですけど、どう思われますか。

(説明者)

先程の提案金額でも、今の指定管理者も718万4千円と提案しています。ですから本当はやはり、そのぐらいはかかるものなのだと思います。ただ、先程も申し上げましたが、全体経費で見たときに、例えば、新たにいろんな事業をやりたいとか、例えば、前の指定管理者の事業費は48万円に対して、今回の事業費は131万5千円ということで、かなりそういう事業に力を入れています。そういった意味では、亀田青少年会館を管理運営してくださっている方たちがみなさん定年後過ぎた方たちで、ある意味ボランティア的なそういうようなところで、まず、自分たちのやりたいことをやりたいということで、人件費をかなり低く抑えているということです。最低賃金以上のものはお支払しているんですけれども、そのほか効果的にボランティアを使うだとか、町会の方との協力関係だとか、そういうような形で低く人件費を抑えているのではないかなと考えています。

(C委員)

先程の人件費の積算は同じくらいということですよ。作っているのかな。

(説明者)

指定管理者を受託するときに、自分達はこれだけの予算でやりますよ、というふうに、頭金額が1,513万3千円で決められておりますので、その中で人件費も、光熱水費だとか全ての経費もその中で納めないといけないものですから、自分たちの裁量で調整できるということになると、人件費になってしまうということだと思っております。

(C委員)

人件費とか消耗品とか委託料とか、光熱水費も下がるんですよ。これは不思議な感じがして、帳尻を合わせているみたいな感じを私は受けました。

(D委員)

指定管理者が、4の内容の中で職業や健康などの生活相談を実施するとあるのですが、それについて資格のある方はいるのでしょうか。

(説明者)

資格ある人はいません。

(D委員)

これからも、この現状でいくのでしょうか。

(説明者)

今のところは、事業活動が中心となっております、今後、そういうことも検討して、

そういう人材も講師もお願いしてやっていく必要があると考えています。

(D委員)

自主事業に関しまして、自主事業が実施されておられませんので、共催講座ということになっています。これから、今後自主事業の実施ということで予算が立てられていますが、どういうことをなさるのか、計画を聞かせていただきたい。

(説明者)

自主事業といたしまして、指定管理者は年間84の講座を計画しております、ひと月だいたい5件から多いときは8件ぐらい。そして毎月必ず開催しているのが、お誕生会です。そのほかにキッズコンサートと言いまして、4月にすでに開催したのですが、市民コンサートに来ていただきまして、子どもたちが間近で音楽を聞き、さらに楽器を触らせてもらったり、弾き方を教えてもらったり、そういう身近に音楽に親しむ機会ですとか、その他に屋外で楽しむ花壇、菜園を作ったりとか、そのような形でかなり後半にいろんな催しを計画しております。

(B委員)

平成21年度～23年度の指定管理者について、備品購入費については、指定管理者が支払うべき金額でおさまっている。この中で人件費が相当当初の計画から増えているが、この部分については、あくまで次年度繰越があるので、その範囲内でやっているということで、よろしいのでしょうか。

(説明者)

備品購入費については、指定管理者とのリスク分担の中で20万円未満のものについては、指定管理者に用意していただくということになっています。指定管理者の中には、積極的に館を良くしたいということで購入されることもあります。繰越金の中で調整していただいていることとなります。

(B委員)

もう1点なんです、いろいろな努力をなさっている結果なのかもしれませんが、いろんな問題があって、指定管理者が変わったと思いますが、23年のその他の75万6千円の収入は具体的に何ですか。

(説明者)

これにつきましては、リスク分担の中で、備品購入費、市にもともとある備品について、それを指定管理者が更新したと、例えば、古くなったとか、壊れたとかであれば、

そういう場合は市に帰属しますが，指定管理者の裁量で必要だと考えたもの，例えば，ここに書いてありますポップコーンですとか，イベントするために購入したものについては，指定管理者の帰属になります。その指定管理者が23年度に指定管理者を終わるにあたって，売却をして，それを収入に計上しているものです。

(B委員)

これ，売却先は，新しい指定管理者ですか。

(説明者)

そうではないようです。

(B委員)

24年度の指定管理者の提案金額ですが，当初の提案金額からかなり変わっているが，提案の時に積算した金額から基本的に変わっていますが，実際に人件費については，社会保険料もこれくらい必要になりますよというような積算をしているのですが，総体の人件費として，社会保険料含めて減っていますが，ボランティアとかいろいろな経費にも振り替えています。最初の提案金額の時，過去の指定管理者の選定に複数業者いたとか，審査の時に，この内容を見たときに，ここまで変わったときに，もう1回見直しということにはならないのでしょうか。

(説明者)

ここの管理は，3者が指定管理に応募し，今の指定管理者が指定されたわけですが，この提案金額と実際の予算と比較しますと，大きく違っているのは，やはり人件費です。この人件費につきましては，最低基準額以上であることと，退職された方が，館長，副館長3人でローテーションを組んで運営され，さらにその補助について，受付清掃委託業者に入っただくということで，実際には大きな問題はないと考えている。

(B委員)

契約の時に，この人件費でやりますと。最低金額がわかっています。この金額でいいです。となったのであれば，そもそも提案金額からこの金額へ契約金額を下げる事ができるのではないかと。

(説明者)

この指定管理委託料というのは，特別に問題がなければ指定管理者の判断で，その配分についてはお任せしている。

(B委員)

いろいろな根拠があったなかで、この金額でこの事業をやっていきますよという積算ですから、人件費を削ってしまったという訳です。人件費というのは生活給ですから、私は個人的に金額がどうこうというよりも、人件費を削ってまで、委託をさせるということはいいのかどうかという問題が実はあると思うんです。今回の提案金額が実際必要だから、この金額になったということであれば、事務費なども必要な金額が出てこなければならぬ。逆に言えば、そのような古い施設のところに行ってみたら、いろいろ購入しなければならなかった。また、繰越金が100万円も出ているのであれば、これは当初の計上した金額が、100万円残るのであれば、本当にこの1,500万円の契約がよかったのかと。ずっとこれと同じ金額ですよ。最後にはつじつまがあうようになっている。提案金額も同じような金額になって、実際にはこれくらい人件費がかかりますということで、積算したのに、結局人件費を削っちゃいました。そういう予算になっているんですね。これ、ずっと同じ金額で契約して、予算を人件費のところでも大幅に削ってしまうことで、当時の提案金額の人件費が適切だったのか。本当はもっと高かったのかもしれません。指定管理者に負担させたり、修繕かけたりするとなっていてはいいけれども、本当に市の施設として必要であれば、市が負担してもいいと思っている。中身を切りながら、それは本当にいいのかという指定管理者の考え方、契約の仕方に個人的には疑問があります。

(F 委員)

事前質問にもお聞きしていたのですが、青少年会館が、「はこだて子どもセンター」という名称を愛称として使い始めたということですが、これは函館市の見解をお聞きしたいです。公共の施設ですから、例えば青少年研修センターのように公式な愛称としてではなく、名称として認知しているものなのか、指定管理者が勝手に使っているものなのか。定着をしているため、継続して使用しているとなっているのですが、果たして公共の施設で、そういうことは許されるのかという疑問があります。見解をお聞かせ下さい。

(説明者)

実は私も疑問に思っているのですが、21年度に指定管理者が公募した際に、そういう「子どもセンター」という愛称で館を運営していきたいということを提案して認められて、それをそのまま使っているということで、実は、文書法制課に確認したんですけれども、「はこだて子どもセンター（函館亀田青少年会館）」として使っている分には、

特に違法性はないでしょうということでした。例えば「ふるる」とか「あいよる」とかは、そういう愛称をつけましょうということで、市民に公募するなりして、きちんとオープンに名前を決めていました。そういう経過の中で「子どもセンター」というのは、指定管理者が、子ども達のいる地域に密着させたいということで、ある意味その名称を使いたいということを提案して、選定委員会で認められたということです。それが3年間経過して、ある程度定着しているのので、今後も引き続き使っていきたいということだったので、あえて、どうしてもやめなさいと言うようなものではないかなと思っています。

(F委員)

わかりました。「子どもセンター」と検索すると、ホームページでは、当然亀田青少年会館というのが出てくるのですが、正直、函館市の公共の施設としては、大変お粗末な内容です。記載内容や活動内容はよくわかるし、以前より改良されて見やすくなってきているのは十分理解していますが、他の函館市の公共施設のホームページと比較するとちょっとお粗末です。この業務に関しては、あくまで指定管理者が行うべき活動だとは思いますが、函館市として、もう少し何とかしなさいという意見が言えるものなのか。それはあくまで指定管理者がやることなので、内容やレベルについて、意見が言えないものなのか。その辺についてはどうなのでしょう。

(説明者)

レベルについては、センター日記とか、一生懸命やっているということがよくわかります。あと、作りにつきましては、今のご意見を参考にして、指定管理者とも相談して、もし、もうちょっと改善できるものがあれば改善するように、私達の方からも指導して行きたいです。

(F委員)

函館市の公の施設のホームページは非常に作りが良く見やすいので、ちょっと目立ちやう感じがあり、指導していただければいいなと思います。利用稼働率は体育室76%、研修室45.2%と非常に高い数字だと思いますが、これについての目標値のようなものはあるのでしょうか。

(説明者)

特に体育室については、一般の方も使いたいという希望が多くて、今はどちらかというと、青少年優先で使わせているので、青少年の人達は2か月前に、一般の方はひと月

前に、時期をずらして申し込みしていただいているのですが、かなり高い稼働率で使っていただいています。

(F 委員)

青少年会館条例に当てはまる施設は、今は函館市の同じ目的の施設だと思うので、連携するという場は考えていますか。

(説明者)

青年センター、ふるる、まちづくり交流センターについては、情報交換はしています。

(F 委員)

条例の今後検討していくかということになるかということを含めて、青少年会館条例、この亀田青少年会館や南茅部など3か所ありますよね。この条例にある目的、事業の内容と、青年センター条例と文言までほぼ一緒です。全く別々に活動して、別のものを条例で用意しているようなやり方を、例えば、統合していくということはあるのでしょうか。分かれている理由というのは、見当たりません。この辺はずっと放置していくのか、何らかの策を今考えているのか。その辺の状況を教えてもらいたい。

(説明者)

公の施設の統廃合を検討しているところではありますが、地域にあることによって、例えば、亀田青少年会館は亀田地域にあることによって、その地域の人達の利便性が高まったり、大きなものがひとつ、ドンとあればいいというようなことではなく、地域の人達に身近な施設、会館であることも地方自治にとっては必要ではないかと思っております。亀田青少年会館と青年センターと統合する予定があるかと言われると、実は今はちょっとイメージとしては考えていませんでした。

(F 委員)

目的が、その施設を誰が何のために使うのか、本来の青少年会館の役割が、体育館は別にして、青年センターのやっている活動の方が、条例の目的には近いかと思います。現在の「はこだて子どもセンター」という名前のおり、どちらかというとい児童館ないしは、学童保育所に近い感じがします。この運営方法だけ考えると、条例の目的からずれてきているのではないかという気がしています。青少年の健全育成ということから言えば、当てはまっているのかもしれませんが、ここについて、今の指定管理者の運営方法というのをお聞かせ願います。

(説明者)

勤労青少年，15歳から29歳までの方が対象の施設ですが，児童，生徒，高校生くらいまでに特化しているような感じがしますが，土曜日と日曜日の午後にバスケットタイムを設けており，これは中学生から勤労青少年まで利用できます。こういうときは，児童，生徒は危ないから，その時間は入ってはいけないという使い分けをしています。一方，勤労青少年については，なかなか土曜日とか日曜日に時間がなかったりで，また，スポーツクラブに行ったり，実際の利用は余り多くないのは確かだなと思っています。

(E委員)

F委員の質問と関連すると思うが，今，お話の中にありましたように，名称も「子どもセンター」というものにふさわしい活動をしています，それはそれでよいと思います。一方，目的が青少年ということで，実態と目的などを整理する必要がある。勤労青少年，15歳から29歳までですね，青少年優先利用というキッズタイムということで，そういうことは，勤労青少年はキッズに入るということですね。実態を知らないものには，用語と，実態がかけ離れているので，わかりづらいので，これは市民からわかりやすいものにする工夫が必要かなと思う。青年というものが，子ども中心の活動を制約しているのであれば，F委員からでたように，もっと整理した方がいいと思います。そうすると，青年の活動の必要性があるのか，ないのかという論点になると思う。児童だと移動手段，移動範囲が限られますが，青年になれば，もっと広域的に活動できます。様々な地域で，児童の活動はここが大事だとか，青年はここが中心だとか，考えることも必要ではないでしょうか。

(説明者)

実は先程，キッズコンサートのお話をしましたが，指定管理者が五稜郭の地下道でギターを弾いたりしている人に来てもらえれば，活動の場を提供できるし，地域との交流もできると考えていたが，今はそういう人達がいなかったみたいなので，計画倒れに終わってしまって，市民コンサートの人に来てもらったという経過がある。指定管理者としても勤労青少年の部分を除外している考えを持っているわけではなく，ある意味，勤労青少年から子どもから，地域にとって，地域の教育力の向上を図れるような，そういう施設にしたいということで，頑張っているところです。そういう勤労青少年の部分についても，もっと事業展開して，確実に利用されるようになってほしいと期待しているところです。

(E委員)

追加資料の最後に、若者の居場所づくりという事業がありますが、これはどういう事業ですか。

(説明者)

今のところはじゃんけん大会と先ほどのバスケットタイム、それからキッズコンサートくらいしか行われていません。今年の4月から始まった事業ですので、今後積極的に今の指定管理者はかなり一生懸命やっていますので、いい事業をたくさんやっていただけると思っています。

(C委員)

入場者延べ利用者数、平成21年度27,413人、平成22年度27,182人、平成23年度27,577人、また新しい指定管理者は20,000人と書いているんですが、指定管理者の予定というのも予算に合わせてつくっているような気がするのです。これは予定人数を少なくして、結果として多く利用したような形になっているのではないのでしょうか。

(説明者)

指定管理者がつくった数字ではなく、市が指定管理者を募集するときにつくった数字です。

(C委員)

市が承認したくて書いたような気もしないような気もしないが。

(説明者)

利用者数はだいたい27,000人くらいで推移しているのですが、平成20年度までは主催事業が600件ほどしかなくて、あと、優先利用が6,300人、一般利用が15,000から16,000人でした。ですから、本来の亀田青少年会館の、青少年ではなくて、一般の利用者が多くて、貸館状態に近いものがありました。最近では、優先利用の予約を先にとるとのことや、子どもの行事を増やすことで、総体の数字、キャパがそんなに大きくないですから、それ自体はそんなに変わらないですけれども、例えば主催共催事業が600人が16,000人台になっているとか、一般利用が今まで16,000人利用があったのが、7,000とか8,000人とかに下がったとか、中身はかなり変わってきています。

(A委員)

初めに、ニーズをどのように把握しているのかということ聞いたときに、把握していないという回答で、その先が続かなかったのですが、地域ニーズについて、貸館が多ければ、そういうニーズがあるかもしれない、勤労青少年が多ければ、そういう

ニーズがあるかもしれない。地域では潜在的にニーズを持っていると思うので、それをこちらから働きかけたり、出かけていかなければ拾えないニーズもあると思います。やはり、ニーズを把握することは、基本中の基本だと思っています。利用者数が多いというのもニーズがあるということだと思いましたが、この会館を主としてどのようなニーズに対応するセンターにすると考えています、ということがとても大事だと思います。それによって、指定管理者の選定にもかかわっていると思います。人件費からすると、直接子どもに接する人がどういう人なのかということは、とても大切な問題だと思います。アンケートで特定の職員に対する不評が多かったというのもありますけれども、それはもっとも市民サービスに欠けるものです。

もっと地域のニーズをダイナミックに掘り起こすとか、キッズコンサートなどは非常にいいと思います。しかし、企画は全て大人がやっていますよね。どんなにつたない意見でも子どもの意見を拾いましょうということは非常に大切なことだと思います。子どもが気持ちを話してくれたら、そこから地域のニーズを拾っていくというきっかけにもなると思います。より地域に必要な、あるいは市としてきちんと方針を立てたような、そういうことを市民にアピールするような活動になっていくといいと思います。

(説明者)

今の指定管理者は、30年以上子ども会関係の仕事をしていたベテラン職員や教員をしていた方なので、そういう意味では安心して任せられるのかなと思っている。先程の特定職員に対する苦情というのは、前回の指定管理者に対するアンケートであり、今後当然こういうニーズというか、いろんな市民意見を聴きながら、決してそのようなことがないよう運営していきたいと考えています。

(A委員)

どうしても、教育関係者がいらっしやると安心ということはある。確かに世代間を越えたものが必要ではあると思います。それはそれでいいと思いますけれども、そこに偏りすぎると、本当に温度差が出てきます。子どもからみるともっとお兄さん、お姉さんみたいな人がいたり、もっと年齢が近い人がいることも大事だと思います。子どもからすれば、年代層がいろいろあるのが大切なことだと思います。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価および

コメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行います。

亀田青少年会館管理委託料では「廃止を検討」が1票、「制度の抜本的な見直し」が4票「実施内容や手法の改善」が1票、判定結果は『制度の抜本的な見直し』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■1-3-3 学校医等関係経費についての説明

- ・資料に基づき、学校教育部保健給食課から説明

■1-3-3 学校医等関係経費についての質疑

(B委員)

基本的には、法律に基づいた学校医の配置ということなので、これは法律に縛られているということよろしいですね。事業内容としては、法律に基づいた事業内容ということよろしいですね。

(説明者)

はい、そうです。

(B委員)

確認したいことがあるのですが、それで大都市の、中核都市の単価が出ていますが、函館市のこの単価というのは、どのような積算で決められたのか、教えていただきたい。

(説明者)

委託料の積算単価につきましては、国の地方交付税の単位積算基礎を参考にして決めています。

(B委員)

ある程度その交付税の基礎額に、いろいろ少しプラスアルファしているくらいの金額ということですか。

(説明者)

プラスアルファというよりは同等額です。

(B委員)

苫小牧市も同じ金額なので、何かこの辺の基準があるのかなと思ったのですが。そこは具体的な交付額で決められていると。実は、私もこのおかげで、背骨の側湾症を小学校のときに見つけていただいて、非常に、親の気づかないところでこういうのまで見つけていただけるというのは日本の国くらいじゃないかなという制度であると思います。非常に良い制度だとは思いますが、ただ時代の流れの中で、小学校から、幼稚園からという形に、今はなっているのかもしれませんが、中・高まで、一貫してこうずっと函館市で2~3年というのはあるんでしょうけども、なかなか我々の時代の医療制度と違って、かなり今はいろんな時代背景が変わっている中で、どこまで必要かっていうのは、もうこれは法律で決まっているから、見直しは基本的にはできない状態ということで良いですよ、地方では。

(説明者)

そうです。

(B委員)

分かりました。

(F委員)

質問の前にまず資料の確認ですが、総事業費の概算が出ている部分、2番目だと思うのですが、これの財源は一般財源ですか。事業費4,900万円なにがしに対して、歳入の部分に記載されていませんが。

(説明者)

特財で、若干の歳入があります。特定財源につきましては、へき地児童生徒援助費等補助金という制度がありまして、これはへき地教育振興法により規定されたへき地校において、学校医等を派遣する事業および心臓健診事業の実施に対して要する経費の一部が補助金等として交付されているものです。これが、仕分け調書の2番目の概算総事業費のうちの特定財源というところで、平成23年度(予算)が443,000円、平成23年度(決算見込)につきましては228,000円、平成24年度予算では42,000円というふうな形で交付されているところです。

(F委員)

それは分かるんですが、それを事業費から引いた分が一般財源ですね、ということですけども。

(説明者)

そうですね。

(F 委員)

資料の記載ミスというか、抜けているだけですよ。

(説明者)

入ってなかったんですね。大変申し訳ございません。

(F 委員)

単純に、だからそれ以外にあるわけじゃなくて、事業費から特定財源の分を引いたら一般財源になるというわけですね。

(説明者)

抜けていました。申し訳ございません。

(F 委員)

平成23年度から24年度の予算にかけて、一気に減っている理由というのは。

(説明者)

平成23年度から24年度の経過を説明いたします。実は平成22年度も減額をされております。22年度の減額につきましては、へき地学校指定基準の変更に伴って、一部の学校がへき地の指定対象から外れたことによるものです。平成23年度の減額は、木直小学校が閉校したことによるものです。平成23年度から24年度に大幅に減額になっていますけれども、これは医師等派遣事業において、23年度までは、派遣医師の勤務する医療機関と当該学校との距離を基準としておりましたけれども、平成24年度に算定の見方が変更になったということから、対象校が減ったものです。具体的に申しますと、従来対象となっていた恵山小・臼尻小・大船小の学校医が対象から外れ、椴法華小の薬剤師のみが対象となったものです。

(F 委員)

委託料というか、報酬額の積算根拠は地方交付税の関係でということでお聞きしていますが、配置をするということに対しての報酬ですか。勤務状況を見ると、年に2・3回と書かれていますが、2回と3回では大きな違いです。2回行っても、3回行っても報酬額が一緒なのかというところが疑問に思うんですが、そのあたりはいかがですか。

(説明者)

まず学校医等につきましては、学校保健安全法第23条の規定により、市が委嘱をしております。併せて、地方公務員法上の特別職の身分を有しています。併せて、一方で、医師会との委託契約を結び、学校医の指定や、健康診断や感染症の予防等に係る医師との連絡調整、支払事務等の事務的業務、市が委嘱した学校医による健康診断の実施等を包括的に委託することにより、業務の軽減を図っているということです。ですから委託期間とすれば、4月から3月というスパンで委託をしているという形になります。

もっと詳しく言いますと、学校医の業務の中には、主要なものは健康診断ですけれども、その他に保健指導とか、感染予防の指導とか、そういった業務がありまして、例えばインフルエンザにかかったという場合に、学校自体がどれくらいの期間でもって学校閉鎖をしたら良いんだろうとか、そういったアドバイスをするという職務も含まれているということです。

(F 委員)

実費払いでなく、包括的に年間そういう契約になるということですか。

(説明者)

そうです。

(F 委員)

最後に、例えば、配置の内容とか報酬額の調整とかといったようなことについて、他の自治体ではこれに対する、学校医の配置に対する規則だとか条例だとかというものを制定しているところが非常に多いですが、函館市では、調べた限り無いので、もし無いとすれば、どこで・誰が・どのように決めているのかということをお教えいただきたいんですが。

(説明者)

本市においては、まず委託契約でその内容を規定しています。上のほうには、学校教育法という法律がありますので、それに基づくという形になります。今現在は、薬剤師を除いて委託契約をしているということですので、契約書の中で必要な事項を規定して、業務を実施しているということになります。

(F 委員)

それは全部、担当部局が責任を持って、という解釈でよろしいですか。誰がどういう契約をするということについて、規則・条例というものをきちんと事細かに制定してい

るとい自治体というのが他を見ると多いですけども、その詳細の責任については、すべて担当部局が委託契約をするという内容について責任を持ってやるというやり方になっているということですね。

(説明者)

そういうことですね。その辺は、業務の軽減という観点から、これが個々に教育委員会が、学校医を選任して個別に健康診断等を行ってもらって、業務の対価である金額を払うといったことになりますと、かなり事務的にも事務量が増こうするということもあります。また、そういう健康診断の部分についても、専門的な事項ですので、我々が専門的事項の部分に入り込んで、どうのこうのと言うのもまたそぐわないというふうに考えていますので、ある程度の委託契約はしているんですけども、そういう専門的な部分については、医師会なり、函館歯科医師会のほうにお任せをしているという実態です。

(進行役)

今の件ですけども、F委員は、市のほうで、条例なり規則なりで配置基準を決めて、それでもって教育委員会で本来委嘱すべきで、別の都市なんかはそういう基準を作って、それに基づいて契約をしているんですよというお話だったと思うんです。そして函館市においては、そういうものが見る限りでは無いようですが、ということで、それは基準としては、何か教育委員会として内々にお持ちなんですか、という質問だったと思います。

(F委員)

僕もこれ以上たぶんそれは何もないということだと思います。今おっしゃったように、要は医師会と委託契約をするということですけども、例えば、教育委員会が決めるというのを細かく、自治体では条例もしくは学校医の配置に関する規則というようなもので決められているんです。それに基づいて契約をするということですが、函館市の場合、それが用意されていないので、医師会に委託をしましたといっても、それは医師会に委託するということを誰が決めたのか、それがどこで検討されたのかということが全く見えていないので、随意的に保健安全法で決められているから、学校医を配置しなければいけないというのは、それは分かります。それについては、全然問題ないと思いますが、それを今のように事務的な問題も含めて、効率的なやり方として、今のやり方で良いと思いますが、これを誰が決めたのかということか、他に方法を検討するということはないのかということが、実はどこにも定められていないという実情だと思いますけれども。

(説明者)

これは、基本的にはやはり業務の特殊性が一番大きいのかなというふうには思います。要は、我々素人が健康診断するとか、医療行為をするわけにはいかないわけですから、当然、その実施者というのは医師等になります。そういった中で、先ほども申しましたけれども、業務を実施していく上で、主要な部分については委託契約の中で決めて、そしてある程度業務を実施する上での、そういったある程度の裁量権といったものを認めて、業務が円滑に進むように・・・。

(F 委員)

委託契約をしているのは医師会ですね。その医師会に委託契約を結ぶということ、何を根拠に決めたのかということですが。

(説明者)

市の中で、委託契約をする上で、何かの根拠があって委託契約をするというシステムにはなっていません。ですから、市の中で委託契約をするということは、要は専門的事項またノウハウがあるもの、要するに自前でやるよりは民間にやらせたほうが効率的だと、そういった部分について、市で委託・アウトソーシングをしているという理解に立っています。この部分について、委託契約をする上で何らかのそういう規定を決めなければならぬというふうには理解はしておりません。

(F 委員)

函館市としては、皆そう理解していないということですね。他の自治体では、それがあつたのです。それが函館市は無いということですね。それを作る必要がないということ、をきちんと理解した上でやっているのか、それとも委託だから、それは制定しなくても確認できるということなのかということの、判断なので。

(説明者)

委員がおっしゃるように、北海道ではあります。教職員の安全・衛生に関する管理規程というものを設けています。ですから、そういった意味合いでは、委員がおっしゃるように、そういったものを整備した上で、業務を行うのが筋ではないかというのは、それはそうだというふうには思います。

(E 委員)

法律で決められて配置が義務付けられているということですがけれども、例えば、学校医であれば各学校に学校医が3名で、内科医・小児科医・耳鼻科医・眼科医と。どこま

で法律で決められていて、どこからが法律でない、その他の条例や市としての内規でもいいのですが、そうしたもので決められているのかということをお聞きしたい。つまり、この3名、例えば学校医であれば、この3名は、内科医は1名と。ここまで法律で決められているのですか。そうではないですよね。

(説明者)

法律では、学校保健安全法第23条に、学校医・学校歯科医・学校薬剤師を任命し、委嘱すると。任命か委嘱をなささいというふうになっています。

(E委員)

ですから、それを根拠にして、実際上は、何名を置くか、それからどういう科の先生を置くか、というのも決めないといけないわけですよね。そこからは、市のほうで決められるという理解でよろしいですか。

(説明者)

市内に現在小・中学校は74校ありまして、その74校の学校医を教育委員会で独自に選任するとした場合、やはり相当選任に時間がかかるばかりでなく、そういった事務的な増こう、そういったものもあるものですから、それは選任の部分については、医師会等をお願いをして、推薦を受けて、市でもって委嘱をしているという仕組みです。

(E委員)

そのあたりは分かります。つまり、内科医を1名または小児科医を1名置くとか、耳鼻科医を1名置く、眼科医を置く、各学校につき3名というのは、市が決めているわけですよね。そこまでも委託しているのですか。

(説明者)

要するに、生徒が健診を受ける項目というのが、施行令で決まっています。ですから、それが要するに内科的な疾病の有無とか、それから耳鼻科の部分とか、眼疾の部分とか、そういったものも全部法律上決まっています。

(E委員)

ですから、施行令があるのであれば、それも示していただきたかったです。つまり、こういう基準があつて、施行令がこうですと。ですから、ここまでは絶対に置かなければいけません。ここから先は、市としてこう考えているので、こういう数ですとか、その辺の説明を分かりやすくしてもらおうというのが、やはり事業仕分けのひとつの眼目だと思います。制度の大切さとは別に、外から見て、市民から見て、ああそうなんだと、

これがやっぱりいいねというふうになっているかどうかということです。先ほどF委員からもありましたけれど、本当に、どこまでが法律で決まっていて、市としての考え方がどこからあるのかというのが見えないと思います。ちょっと理解が足りないかもしれませんが、そういう印象を受けます。

包括的に委託するということですが、学校歯科医であれば、生徒数に応じて決められています。つまり生徒数によって業務量というのが違ってくだろうということだと思います。一方、学校医は、生徒数に関わらず3名ということです。これは本当に専門的なこともありますでしょうし、アドバイスとか、いろんな業務もあるので、定型的には言えませんけれども、市民感覚からすれば、医師のサービスへの対価としての報酬なわけです。その際、業務量と報酬の関係がどのようになっているのかといった時に、こういう形で、そこは適正ですということが説明できるのかどうかが大変かと思いますが、規模に関わらず3名なわけです。例えば、それをもし合理的にして、あるところは2名だけれども、3名の人は別に入るとか、いろんなローテーションと言いますか、仕事の組み方というのは、民間であればたぶんやると思いますので、やや一律的な印象は正直持ちました。誤解もあるかもしれませんが、もし何か見解があればお聞きしたい。

(説明者)

まず、学校医の配置については、先ほど申しましたように地方交付税の単位費用積算基礎の中に、各科の医師ということで、内科医または小児科医、それから耳鼻咽喉科医・眼科医と、それから薬剤師というふうに記載しております。ですから、国の考え方からすれば、学校規模に関係なく、そういう配置をするというふうに私どもは理解しております。ですから、その中で今委員がおっしゃったように、費用の差を付ける・付けないという部分も、質問の中に入っていたでしょうか。

(E委員)

はい。

(説明者)

これは函館市としますと、今申しましたように地方交付税の単位費用積算基礎を参考に単価を決めているのですが、従前、国のほうでは、各科の医師ごとに単価というのを決めて、こちらのほうに交付をしていたという経過があります。現在は、今言いましたように、内科医とか歯科医とか薬剤師とか、そういった方々の合計額しか示されていないのです。ですから、私どもとすれば、内科医・小児科医・耳鼻咽喉科医・眼科医の単

価については、差は付けておりません。

(E委員)

基本的な質問ですけれど、ここに書かれているような、函館市のやり方と違う自治体はあるというふうに理解していいですか。この辺は自治体によって違うんですか。単価の差や、学校の規模との関係で何名を置くとか、仕事の中身に立ち入った形で配置の具体的なあり方を決めるとか、自治体によってそうした差は出てくるのでしょうか。

(説明者)

あると思います。というのは、一応は、単価は決めているかとは思いますが、当然その健診をする児童数とかですね、基本割的な学校1校あたりの基礎的な金額に健診の児童数を加算した形で、各学校医の受け取る報酬的なものってというのは、違うというふうになっていると思います。実際、函館市においても、医師会等に委託をしておりますけれども、医師会のほうではそういう差を付けているというふうにはお聞きをしております。

(A委員)

午前中に1件仕分けをしましたが、そのひとつが800万円という総事業費の仕分けでした。やはり今内容をお聞きしていて、これはもう質問のしようも、動かしようもないのではないかというのは一般的に思うところなんですけれども、やはり5,000万円近い予算ですよ。内容を見ますと、委託している医師会に一括して支払うという、方法としてはそうなっています。薬剤師だけは、個々に薬剤師に支払うという、要するに薬剤師会を通さない方法をとっています。歯科医師会と普通の一般の医師会には、医師会には3,000万円だけドンと行って、そこから医師に支払われるという方法を取っているということですね。本当にこれは民間の意見ですけれども、医師が年間2回から3回と言いますけれども、だいたい健診って1回ですよ。あと生徒数が多ければ、2日に分かれるとか、3日に分かれるとかあるかもしれませんけれども、そんなようなところで、例えば、今本当に1校あたりの生徒数が少ないですから、たぶんその1校あたりの、もしそれがその医師の拘束時間で支払われるという認識を持つと、例えば1校は3人しかいないとか、どうですかね。一番少ないところだったら、かなり10人未満とかもあるのでしょうか。あと一番多いところでは結構何百人、今一番多いところでどこですか、300人とか400人とかっていう数はあると思うんですけれども、やはりその辺のところ、もう他の市の今までやってきたやり方、あるいは医師会との、仮に医師会を通さないでということは

かなり大変なことなので、おそらくそれは大変だなというのは、市民としても理解できます。しかし、その辺のところでは市民感覚として、こういう意見があるということを、市が、医師会にお願いするというか、今非常に財政も厳しいので。これやはり3千何百万円というお金がドンと医師会に行くわけですね。そこから、例えば21万円ずつ医師会に払われているとか正直言って到底思えません。報酬として、行っている医師に一人当たり217,700円でしたか。それがそのまま行っているとは正直言って思えません。ですから、たぶん医師会の中で統括した資金として活用しているというふうな印象を受けてしまいます。そうした時に、医師会との協力関係と言いますか、市の財政が大変で、市民からもうこういう意見が出ているので、他の市との関連を見ても、なかなか減らせられないというのは重々承知していますが、市民からこういう意見も出ているので、というような交渉する余地というのはありませんか。

(説明者)

今のご質問ですけれども、市が健康診断と健康指導、それから感染症予防等の業務、これに対して、内科医については一人当たり217,700円ということで積算をして契約をしているということです。医師会においては、そのお金をプールして、他のところに回すということは、それは有りえません。

(A委員)

そういうことを言っているのではありません。これは医師に渡っている報酬と理解してよろしいのでしょうか。ということは、医師会は経由して行っているだけということですね。そうしますと、先ほど皆さんからもご質問があるように、一個について同じ金額なので、全校生徒が10人のところも何百人のところも。歯科のほうは時間がかかるから、人数が増えるということもあるというふうに先ほどお答えいただきましたけれども、報酬的に言うと、一律して同じ金額が医師に支払われているというふうに理解してもよいのでしょうか。

(説明者)

いや、それもですね、内科医等については、各科、要するに内科医、耳鼻科医、眼科医、科ごとというか、職務的にも違いますよね。当然に、健康診断をやる時の人数とか、例えば、学校の立地条件とか、そういったものもあります。ですから、そういうものもある程度医師会のほうで調整をして、各医師に支払いをしているというふうには聞いております。

(A委員)

ということはやはりこう、医師によっては報酬の違いが、医師会のほうで決めて、医師会の決め方があるということですね。でも医師会がそうであっても、予算的には、一律46校同じというふうに出てきていますので、例えば、小さい学校同士だったら1名で2校持ってもらおうとか。金額が大きいものですから、そういう意見がやはり市民から出ましたというようなことで、全体の金額が大きいだけに、他の市の関連がこうだから、あるいは医師会に入っているんだからどうしようもないのですよっていうのではない方法というのは無いものかなっていうのは、率直な意見ですけれども。

(説明者)

これは、最初に申しましたとおり、国の基準が、学校の大小で差を付けているということではないものですから、市としても、国からきた交付税に基づいて、学校単位で、そのところは規模の大小に関わらず、配置をするという方針で現在は臨んでおります。

(A委員)

そうであれば、市からこういう意見が出ましたよというのを、国に声を上げて行くということも、方法としては考えにくい方法かもしれませんが、やはり市民感覚としては、かなり高いという印象を持ちます。もちろんその業務の内容が、誰でも良いというわけではないですし、医師会にお願いするしかないという性質のものだとは思いますが、金額が金額だけに、本当に他の事業仕分けの時は10万円削る、20万円削るところで皆さん大変なので、金額が大きいだけに、何か方法はないものでしょうかというの率は率直な意見です。

(C委員)

先ほどおっしゃっていたように、函館市は217,700円、道内で5番目ですが、地方交付税に準じて金額が決まるというお話だったんですが、これは人口は3番目ですけども、学校が多いから少ないのか、地方交付税がこれだけ少ないのか、どっちなのでしょう。

(説明者)

トータル的に申しますと、国からきている、先ほど言いましたような内科医・耳鼻科医・眼科医・歯科医・薬剤師の地方交付税の算定基礎のトータルですが、これは1,017,000円となっております。それで、市のほうの今の各医師のトータル数字が1,019,700円となっております。ですから、ほぼ同額ということですね。

(C委員)

それから、学校薬剤師の委託料というのは健康診断をしたことによる、調剤という意味で薬剤師にも委託料が支払われるということでしょうか。

(説明者)

薬剤師の業務といたしましては、学校薬剤師は、健康的な学習環境の確保や感染症予防のために、学校環境衛生の維持管理というのが、具体的な職務でございます。ですから、学校における空気の具合とか、採光の具合とかということなんですけども、具体的には今言いましたように、換気とか、採光・証明、保温、清潔保持等の環境衛生の検査を年数回行うというのが学校薬剤師さんの主な業務です。近年、学校薬剤師さんについては、そういった決められた業務の他に、薬物の乱用とか、たばこの害とか、現代のそういう健康上の課題と言いますか、若い人がこれから生きていくために健康上、身に付けていかなければならない、やってはならないことを、講演を通して児童生徒に伝えていっているという実態です。

(D委員)

ほとんど皆さんご質問されたのですが、ちょっと分からないものが、健康管理医の部分ですけど、教職員の健康維持ということで、専門の分野は内科の先生が入っているのですか。

(説明者)

健康管理医につきましては、これは労働安全衛生法で、常時50人以上の労働者を使用する事業所については、産業医を選任して、労働者の健康管理等を行わなければならないという規定があります。また、常時50人未満の事業所については、医師等による労働者の健康管理を行わせるように努めなければならないと、要するに努力義務規定になっています。さらに、先ほど言ったように、北海道で統一の学校職員安全衛生管理規定では、職員の安全と健康を確保するため、職員50人未満の学校には、健康管理医を置くというふうに規定をしています。市といたしましては、これらの法令を抛りどころにして、教職員の健康管理を図るため、各学校に健康管理医の配置をしているということです。

(D委員)

専門の分野は。

(説明者)

専門分野はですね、要するに教職員の健康診断というのは、学校保健安全法と労働安全衛生法の2法が適用されるという形になります。確かに学校保健安全法の、確か15条

でしたかね、そのところには教職員の健康診断ということで、診断する項目も規則のほうでうたっています。ただ、一方では労働安全衛生法というものがあって、要するに教職員の健康診断の事後の措置、いわゆる（健康診断を）受けた後に、成績不良者に対する指導とか、健康保持増進といったものを指導するというのが、健康管理医の仕事ということでございます。

（進行役）

今の質問は、健康管理医の専門の診療科目は何ですかと聞いたと思います。内科ですか、外科ですかと。そういうような形を今、聞かれたかと思います。

（説明者）

内科です。

（F委員）

最初の質問で、まだ納得していないので、もう一回質問させていただきますけれども、具体的にお答えください。追加資料でいただいたものの中で、たとえば学校歯科医は委託契約を締結し、児童数に応じて1名～3名を配置しますと、それはそれでいいですけども、平成24年度は1名配置校が28校、2名配置校が17校、3名配置校が1校というふうになっていますけれども、この3名を配置する学校ということは、何の基準で、それは誰が決めたのかということをお教えいただけますか。

（説明者）

これは正直申しまして、うちのほうでは、この学校に3名配置してくださいという基準はありません。要は医師会・歯科医師会のほうに委託をして…。

（F委員）

3名を配置しますというのは、歯科医師会が決めたということですか。

（説明者）

そうです。

（F委員）

さっきから言っていますけれども、他の自治体を見ますと、これは教育委員会の規則にほとんどなっています。例えば、東京都なんかだと、中高一貫の教育だと学校歯科医は2名、それ以外の都立高校は1名と。これはどこの町ですかね、これも教育委員会の規則で、800名以上の学校については歯科医2名、それ未満の学校は1名というように、規則できちんと決められていて、それをもとに医師会に委託をするというやり方をしてい

ます。函館市は、そういう基準もなしに、とりあえずお願いしますと言って、あとは医師会ないし歯科医師会のほうで、学校の規模に応じて、ここは1人じゃ足りないから2人、ということ、向こうが決めてきたものをそのまま承認しているという話なのでしょうか。

(説明者)

そうです。ただ、ここで一言お答えしたいのが、人数が増えたことによって1校あたりの委託料の積算値とか、単価が変わるわけではありません。ですから、あくまでもうちのほうの契約上の積算というのは、歯科医師の場合については、1校あたり217,700円ですから、それをお願いします。ただ、先ほど言ったように学校教育法でもって、児童生徒の健康診断については6月30日までに言いなさいというふうに義務付けられているといった、決められた日程の中で終わるためには、歯科医師会の判断で、このところについては3名配置しないと大変だとかいうことで、推薦を受けて委嘱をしているという仕組みになっています。

(F委員)

それが一番適切なやり方ということで、それはそれでいいですけども、要は、教育委員会でも、函館市としても、今はそういうような取り決めは一切していないということですね。

(説明者)

はい。

(E委員)

業務の特殊性・重要性ということで、現行の制度で行われてきたと思うのですが、今のお話ですと、これは学校歯科医ですけども、1校につき217,700円だと。そうすると3名だと3で割るということよろしいですか。

(説明者)

それも歯科医師会のほうでは、要は健診をした人数等でもって、ある程度調整はしているというふうにはお聞きをしております。

(E委員)

先ほど学校医のほうでも、医師会のほうで調整しているというお話がありました。つまり一人217,700円がそのまま行くわけではないと。それはそれで、また非常に不透明な制度だと言わざるを得ないと思います。つまり、市のほうで決めている基準が妥当か

どうかは別として、もっときめ細かくという意見もあるわけですが、それは置いておいて、決まった基準があつて、これでひとり217,700円ですと、3人ですと。それでお渡しするお金を向こうが調整する余地があるというのは、ちょっとこれはやはり改善したほうがいいのではないのでしょうか。制度が大事だということとは全然違う話ですから。制度は非常に大事で、その中には、業務量の繁忙さに比べて本当は適切な報酬が払われていないものも、もしかしたらあるかもしれません。それは分かりません。ただ、そこを含めて、調整という余地を残して委託するというのは、これは市民が見たら中身はどうなっているんですかという話に、私はなると思います。おそらく医師会のほうでも、不公平感が出ないようにとか、工夫の余地としてそういう調整をしているのであれば、なおさらその調整の中身をオープンにして、基準にするなりしてやったほうが、よっぽど市民の理解が得られるというふうに個人的には思います。

もしかしたら誤解があるかもしれませんが、ちょっと市民感覚からすると、業務委託契約という中にあまりにもお任せしている部分があつて、せっかく医師会のほうで調整しているのであれば、なおさら中身を分かりやすくして、公開できるようにすることを私は望みます。意見ですけれども。

(B委員)

もう一点。私も、1校いくらということで推薦を受けて、その先生に対して直接支払っているものだと思っていました。これを調整してプールするということになると、人数割になると医療法の問題とか、いわゆる診療報酬の問題になってしまいます。一人いくらの診療報酬の扱いになってしまいます。これが学校単位で、1校いくらで委託をするから、診療じゃなくて、いわゆる学校委託に対しての学校医としての扱いになるのに、一人いくらか学校の生徒数によって云々となると、これは診療の問題に引っかかってくることも出てくるのではないですか。極端な言い方をするとですが。それで一人いくらで積算しないような形で、1校いくらの規定になっているんだと思います。もともとの規定が。それをプールして医師会のほうでそういう人数調整とかをやられてしまうと、本来のおおもとの法律の規則自体が、おかしくなってしまうのではないかと思います。それと、確かに生徒数に応じていろいろ差があるという部分については、例えば、医師会で学校を毎年変えて、皆さん先生方の負担が最終的に均等になるとかっていう調整をしているんだと思っていたんですけども、実際に学校でも先生が変わっているケースがあるので、そういう形の調整だと私は認識していたんですけど、実際にこの報酬を払っ

た時に、市から直接払ったという形ではなくて、医師会からという形なんですか。医師会から報酬の支払調書が出ているのでしょうか。

(説明者)

これはあくまでも委託ですから、先ほど申しましたように学校医の指定とか、健康診断・感染症の予防に係る医師との連絡調整とか、それから支払事務等の事務的業務、市が委嘱した学校医による健康診断の実施等、包括的に委託をするというような考え方で、それは報酬ではなくて、市側からすれば、委託をしていますので、委託料でお支払いをして、医師会のほうでもって受け取った部分について、配分をしているということだと思います。

(B委員)

あくまでも積算について1校いくらという考え方ではないですね。ただ1校あたりの計算の基礎はこれだけども、総額5,000万円で医師会と契約していると。

(説明者)

そういうことです。積算の基礎は、要するに国の地方交付税の単価に基づいて積算をして契約をしているということですが、中身の部分については、ある程度医師会のほうに任せていると、そういう性格です。

(A委員)

今まで委託先は、午前中の事業もそうなんですけれども、やはり税金で委託されると、委託先のほうが収支決算を全部報告する義務がありますよね。ですから、この税金で委託したというものについて、医師会のほうからそれをどのように使われたのかというのは、当然出されるものだというふうに市民感覚では思います。それから、先ほどから国が決めているということをおっしゃっていましたが、もちろん大まかは国の決めたことに従っていかなければならないのでしょうけれども、例えば、私なんかは離島に住んだことがあります、医者が一人しかいない。そうするとおそらく、そういうところは、例えば、いろんなことが訓練されている医者がいますので、それこそ歯科医も含めてね、学校の健診は、全部その医者がやります。自治大から来ているような医者ですので、一人で全部やるようなトレーニングはされているのだと思います。だから眼科医も歯科医も耳鼻科医も内科医も一人で全部健診を行うということですが、国の規定であれば、その先生はたぶん4人分の報酬を全部一人で支払われるということになるのでしょうか。ちょっと今疑問に思ったものですから。

(説明者)

それは仮定の話ですので何とも言えません。

(A委員)

一度も医師会のほうから内訳の決算書というのは提出してもらったことはないのでしょうか。

(説明者)

ありません。

(A委員)

正直言って、やはりこれだけの額の税金が流れているので、市民感覚としては、それが適切かどうかというのを知る資料がないと。出していただきたいという気はします。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行います。

学校医等関係経費では「制度の抜本的な見直し」が4票、「実施内容や手法の改善」が2票、判定結果は『制度の抜本的な見直し』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■1-3-4 入学準備貸付金, 1-3-5 奨学資金貸付金についての説明

- ・資料に基づき、子ども未来部子ども企画課から説明

■1-3-4 入学準備貸付金, 1-3-5 奨学資金貸付金についての説明

(D委員)

滞納される方が多くて驚いています。逆にまた支払うためにどこかで借金をして、また同じことが繰り返されていることですか、また子どもの負担になっていくという感じがしますが、そこはいかがでしょうか。現状の把握は、なかなか難しいと思いますが、

どうでしょうか。

(説明者)

基本的に貸付制度で、奨学資金であれば、学生本人に対して貸付しているものです。学生が、学校を卒業して返していただくということになります。就職して、毎月それほど多い金額にはならないと思いますが、15年以内の期間で返済をするということですので、それほど負担にはならないかなと思っています。今はそういう形で、月額を少なめに設定して、長期間にわたって、返還していただきたいと考えております。一方で、学生の就職率がかなり冷え込んでいるということですので、なかなかそういう中では、そういったことにも応じられないという人も増えてきているのかなと思います。まず、私どもは、1回相談に来ていただければ、猶予という方法もありますし、また15年以内という長期の期間ですので、相談に応じることができますから、ぜひ相談に来ていただきたいと思っています。

(C委員)

入学準備貸付金ですが、収入率の75%は低いという感じがします。催促の仕方もあるかもしれないが、これでしょうがないだろうという感じもしますけれども、貸付金の収入率は少ないと思うが。

(説明者)

決して高い数字だとはこちらも思っていません。5年前くらいですけれども、市役所で債権回収対策室という債権の回収を専門に行う部門を作りまして、そこと連携しながら、少しでも収入率を上げるように、私どもも努力しています。スタッフが、課長の私と主査と担当の3名で行っていますので、なかなか全て手が回ることができないものですから、そういった中でも効率的に債権回収対策室と連動しながら、少しでも収入率を上げられるようにしていきたいと思っています。

(C委員)

子ども企画課には回収の責任はないのか。対策室が行うのか。

(説明者)

責任はあります。回収対策室はノウハウを持っていますので、そこと協力しながら行っています。市は各種いろんな債権を持っており、例えば、税も、国保料もそうです。そのほかの貸付もあります。そういったことで、いろいろなノウハウを持っていますので、適切なアドバイスをいただきながら、私どもが責任を持って取り組むということ

す。

(C委員)

2名の連帯保証人をつけながら、貸付制度、奨学金制度は大切な仕事で、借りるのは大変ですけども、なんとしても、毎年の回収率を上げて新たな人に奨学資金を貸してあげることが必要だと思う。この制度は、お金が足りない方には、かなりありがたい制度だと思っています。たくさんの資金を用意して、必要な時に貸せる状態にしてあげると、すごく助かります。大変だとは思いますが、奨学金制度を含めて、次の人のために収入率を増やしてもらいたい。

(A委員)

申請の数と新規、23年度は私立高校のところで、2名申請したが採用されていないが、2名というのは資格のところで受けられなかったのか、それとも財源が足りなくて却下されたのか。申請が17人なのに、採用が15人ということですが。

(説明者)

申請は17件ありまして、私どもが運営委員会にかけて採用したのが、15件ということです。2名の方は、委員の方からお話がありましたように、適用外ということです。その内容はですね、収入オーバーの方が1人、成績が1人。収入と成績と家計生計度を勘案しています。

(A委員)

申請を出す段階で基準があるのでしょうかけれども、たぶんそれに合致しているから申請をすると思うのですが。基準は明確にはなっていないのでしょうか。

(説明者)

これ、23年度ですよ。そのときどうだったのかということにはちょっとわからないのですが、例えば、家計生計の部分で、申請の対象外になるような方であれば、詳しく話を聞いていったなかで、書類の提出などを求めて、事前で難しいですよ、という話ができると思います。それがどういった形でこのようになったのか、わかりませんが、密接に、申請する方とはお話をさせていただいて、危ないなと思ったら、多少書類を出していただいたりすれば、手数はおかけしてしましますが、こういったことにならないかもしれない。どうしても申請させてくださいという意向があったのかもしれない。そのへんはちょっとわかりません。

(A委員)

申請をして受けられなかった子どもはきっとすごくがっかりしたのかなと思います。かなりの財源が、寄付によって賄われているということですが、ここ近年の寄付の状況というのはどうなのか。

(説明者)

まず、スタートは、昭和26年に2つの団体の方が60万円の寄付をくださったということから始まっています。昨今はそれほど高額の寄付はないが、毎年毎年、寄付していたっている団体もあります。それと個人の方で、この奨学金の制度を大切なことだと考えている方も寄付されています。金額的には、多い少ないがあるんですけども、50万から100万、200万などとなっている。

(A委員)

残高が入っていますが、いろんな企業への働きかけることは、毎年行っているのですか。

(説明者)

私どものほうでは、企業に働きかけるということはしておりません。

(A委員)

既存の長年の付き合いの中からということですか。

(説明者)

こういう寄付を受けましたと、ご本人の意向もあると思いますけれども、報道機関に取材をしていただいて、報道していただくことも大事なことだと考えております。そういったことをマスコミにお願いして、結果そういうものが、例えば、新聞ですとか、テレビで放送されれば、それに共感する方も出てくると考えています。積極的ではないですけども、アピールにはなるかなと思っております。

(E委員)

(資料の貸付金年度別貸付状況において、) 入学準備貸付金の申請、対象、貸付とありますが、対象とは何ですか。

(説明者)

申請は、申請書を出された方で、審査委員会の中で選考の対象になったという方が対象です。審査委員会の中で、この方に対する貸付が必要です、ということを委員会の中で認められた方が、対象となります。貸付というのは、その間にご本人から、1回申請はしたけれども、辞退するという話もあるものですから、実際の貸付人数を記載してい

るのが、貸付ということになります。1回、審査会をくぐって、その間に必要ないので、辞退させてくださいという話があり、貸付まで至らなかったということです。

(E委員)

そうしますと、審査会には申請した人全員がかかりますか。それとも審査会にかかる前に絞られたりするのですか。

(説明者)

基本的には、申請書を出した方につきましては、全て、審査会にかかります。

(E委員)

わかりました。先程、枠の話が出ていたが、これは両方の貸付金の事ですけれども、予算額の上限に達して、もらえないという例はあったのですか。

(説明者)

先程、他の委員が言われたケースだとは思いますが、過去には、今は高校の授業料の無償化がありますけれども、そういった仕組みがなくて、奨学金を借りるのが大変だったという時代がありまして、予算額に対して、予算額以上に応募者がいたという場合もありました。昨今は、予算の枠中で収まっている状態です。例えば、調書の入学貸付金の当初予算を見ていただきたいんですけども、概算総事業費というところで、23年度予算で1,245万円という数字がでていますね。で、決算ですけども、695万円。1,245万円貸し付けできるだけの予算は確保していますが、結果的に使ったのは700万円弱になっています。同じようなことが、奨学金の制度でも言えると考えています。

(E委員)

この先もこのような状況が続いていくと思われませんか。

(説明者)

私どもも、まだ4か月しかこの業務を行っておりませんので、たぶん、今の状況は昔に比べると、多少函館市の制度を活用しなくても進学できるような環境が整われてきているのかな、というふうに思います。ただ、単年度だけで判断するのは拙速だと思いますので、しばらくは様子を見たいと考えています。

(E委員)

仮に、予算の上限を超えた場合は、あきらめてもらう形になりますか。

(説明者)

成績や家計生計度など総合的に判断して、申し訳ないけれど、はみ出る方については、

お断りをさせていただくことになります。

(F 委員)

入学準備貸付金について、これについては保護者への貸付という規定があるので、当然返済を求めるのは借りた当事者だと思いますが、実際にそれを利用して、就学した学生には、一切返済の義務は生じないという認識でいいのでしょうか。

(説明者)

入学準備貸付金制度は、あくまでも保護者に対する貸付であって、進学する本人に対して、連帯債務保証してもらうような制度ではありません。

(F 委員)

あくまで保護者に対しての貸付ということになると、生活支援であって、就学支援というふうに本当に捉えていいのかという問題も出てくると思います。また、調達が困難であるという対象者の基準について、入学準備金の調達が困難であることと書かれていますが、調達が困難であるという基準、ボーダーラインは持っているのでしょうか。

(説明者)

調達が困難ということについては、あくまで家計生計度で判断していくことになります。

(F 委員)

それが非常に問題になるという認識があります。先ほど、予算枠があるということでしたが、きちんとした線引きがそこないと、こういう現象がおきます。(応募者が予算枠を)オーバーをした場合は、低い順番に足切りするということですが、今のご説明では、所得が非常に低くて、生活できるということもマイナスになっているという方でも、順番からいくと、はみ出してもらえませんでしたという人がいるという年がある一方で、ある年によっては、応募者が少なく、本当にもらえなかった人よりも、ずっとマイナスが少ないのに、枠内に収まっているからもらえるということが出てくるとい、年によって、不平等が出てきます。ですから、この線より先は対象ではありませんというような基準が、本来は必要だと思いますが、ないのでしょか。

(説明者)

今はそういう基準を設けていません。

(F 委員)

奨学資金に対しては、家計生計度がマイナスになり、プラスになると対象にならない

ということですが、この入学準備資金については、そういう規定が一切ありません。これは、そういう基準がないということでしょうか。

(説明者)

そのとおりです。

(F委員)

例えば、入学準備貸付金は、函館市が用意している制度としては、大学、短大等についてもあるということのようですね。北海道とかが用意している奨学資金制度に、同様の類似制度がありますが、実は併用できます。函館市で高校に進学するというところで、入学準備貸付金を受けましたと、ほぼ同様の制度が北海道にもあって、そこからも受けましたというように、二重給付が受けられる仕組みになっていますが、制限を設けることとか、条件を定めることとかは考えていますか。

(説明者)

北海道には北海道の制度があり、全国にはそれぞれの制度があると思いますが、今おっしゃったように、双方の貸付金を借りることも現状では可能だと思います。そういった中で、何かの制約をかけたほうがいいのかどうかについては、今後検討させていただきたいと思います。2つの貸付金を借りますと、返済の時にかなりの高額な金額を、年数は長いにしても、返済していかなければならないと思いますので、そういったことも勘案しながら、両方とも選考委員会がありますので、委員会のご意見も聞きながら、検討させていただきたいと思っています。

(F委員)

国とか道ではなくても、函館市も、類似の制度がいくつかありますよね。

(説明者)

以前に事業仕分けの対象となりました母子寡婦の貸付金制度についても、子ども未来部との関係ですので、それは今後きちんと連携をとらせていただきたい。ただ、金額的には向こうの方が大きく借りることができますので、資金的にかなり苦しい人達はあちらを借りることが多いとは思っています。

(F委員)

奨学資金貸付金について、認識が間違っていたら教えていただきたいのですが、基金を運用して事業を実施していると調書には書かれています。1億7,000万円相当の寄付等による奨学基金というものがあり、その枠内で運用しているという認識ですが、(調書

を見ると) 事業費3,380万円が一般財源から出ていることになっています, これはどういう意味ですか。

(説明者)

この奨学金制度は, 基金を設置して, 基金残額によって, 事業をしています。それで特別会計を組む時に, 基金から繰り入れて, 予算を組みますが, 調書上では, 国や道から補助金や交付金など特定財源としていただいているとか, 市債などで市が借金として得ているとかではないので, 一般財源に記載しています。

(F 委員)

わかりました。返済を受けた費用, 金額はどこに充てられますか。

(説明者)

最終的には基金に入っていきます。

(F 委員)

基金に入るのですか。ようやくわかりました。

(説明者)

資料の「貸付金の概要および貸付者の選考方法」の財源の欄をご覧ください。基金繰入額, 残額などを示しており, ここでやりとりをしているということが分かると思います。

(F 委員)

両方にあたるのかもしれないですけども, 貸付の要件が決して厳しいというように(思えず), かなりゆるいというふうに思えますが, 普通はそれがかまわないと思います。しかし, 説明があったように, 例えば, 公立高校の授業料の無償化とか, 就学支援金制度などによって, 特に公立高校については減っていく傾向だと思いますが, 1割か2割しか減っていない。金額を見ると, 今まで特別に授業料等について家計が厳しくて, こうした貸付を受けてなんとかそれで就学したいと思っていたということであれば, これが無償になったら必要なくなるということで, 本来はもっと多くの家庭が借りなくなると思います。無償化が始まった時に, もっと少なくなると思っていたので驚きました。となると, 何を疑わなければならないかという, 貸付条件がゆるいのために, 貸与されたお金, 貸付してもらったお金を, 本来目的の授業料であったり, 教材費であったりには充てずに, 本来の目的とは別のものに使われている可能性が出てくるのではないかということについて, 対策や調査などは行っているのでしょうか。

(説明者)

基本的に、いろんな考え方があるのかなと思いますが、公立高校の授業料の無償化、公立高校の授業料の額をベースにして、私立高校への支援ということで、月額9,900円となっている。この額は無償になりますが、もろもろの教材費がかかることが想定されますので、私どもとしては、他の生活資金のほうに回っているということではなくて、学校にかかる経費の中の授業料以外の部分で、資金を必要としている方がまだいると理解しています。

(F委員)

ほとんどの方がそういうふうに使っていると思いますが、収入率等をみると、そこがモラルハザードにつながらないかという懸念があります。そのあたりの運用について、なんらかの、お金を貸して返してもらう制度であるという以上、きちっとした制限というものを設けるなど、注意して見ていただきたいと思う。

(B委員)

入学準備貸付金の時効は3年だと思うがどうか。(不納欠損理由の内訳で、)表示されている件数の時効完成前の理由について、内訳を教えてください。

(説明者)

この制度の時効は10年です。確かに今、委員が言われたように、居所不明の場合、住民票が動いていれば、どこに異動しているかということを定期的に追いかけています。そういった中で、居所不明で時効を迎えたという数字は抑えていません。

(B委員)

21年度に43件の時効完成している。23年度には24名という人数で推移していますが、21年度には何年度までの時効成立分を処理していて、23年度には何年度までの時効成立分を処理しているのか、教えてください。

(説明者)

市の債権の管理に関する条例を平成21年4月1日から施行しており、その中で時効を迎えたものに関しては債権を放棄する手続をとっています。21年4月1日の施行ですから、居所不明で、連絡がその時点についていない方々については、21年度で整理をかけたということです。

(B委員)

21年には10年前に遡った、23年には、その後2年分の24件発生した分ということで、

いいか。

(説明者)

納期の関係で、年次別でずれてくるということです。

(B委員)

住所不明だったので、何もできなかったということか。

(説明者)

居所不明の人以外は出している。それらも含めて時効完成ということだった。

(B委員)

今までの過去のデータを見ますと、21年度以前の不納欠損の処理はしていなかったと思いますが、これも21年度の市の方針ということで、不納欠損するようになったということでもよろしいですか。

(説明者)

そういうことになります。

(B委員)

現時点で時効完成はしていないが、連絡がつかない人は何人くらいいるのですか。いわゆる、時効完成していませんけれども、現在の時点で不納欠損になりそうな人がどれくらいいるのでしょうか。時効が完成してしまうかたちで、本来はもっと先にやっておけば、この約60件、約70件は通知ができた訳です。それをしないで今、この21年4月以降の方は、和解で済めばいいんですけれども、強制でとなってしまいます。同じ制度で、同じ金額を受けて、この70人、80人はしょうがないね、連絡つかないからいいね、たまたま連絡ついた方が、時効が完成しないということになります。もともと経済状況が厳しい人の制度の中で、すでにサービスで非常に大きな差がついてしまっているということがすごく残念だと思う。全部措置すると、財政の現場で非常に資金を使って、催促するのはそれほど大きな金額でもないのに、訴訟費用が相当大きな金額になってしまう。きちっとやっていかないと、こういう貸付制度は破たんしてしまうことは目に見えている。制度自体が、本当に貸付がいいのか、市として、子どもを育てると函館に若い人が来るような見直しをしたほうがいいのではないかと個人的に思います。

(C委員)

貸付金の収入率、奨学資金の収入率は5%ほど違うが、この差は何か。

(説明者)

はっきりした理由について明確に言い切れませんが、入学準備貸付金は保護者に貸付しており、奨学資金貸付金は学生本人に対して貸付しています。相談を受けて対応していることもありますし、保護者からも相談は受けています。滞納繰越の差は、取り組みの差だという認識はしています。現年度の差については、それほど大きなものはないと思うが、理由はわからない。

(C委員)

奨学貸付金は本人への貸付ですよね。私は、本人への貸付金かどうかということだと思いますが、入学準備貸付金も学生本人に貸すといいのではないかと。収納率を上げるためには、その方法も一考できるのではないかと。できるか、できないかはあるとしても。

(説明者)

検討させていただきたい。

(C委員)

奨学資金貸付金の23年度の貸付金額3,600万円。現年度分で。かなりの余裕があって貸付できるというふうになる。なんとなく借りられないというのが頭にあるので、その辺は心配しないでどんどん借りてくださいという、PRをしてもいいのではないのでしょうか。

(説明者)

奨学資金制度は、2月、3月に申請書を受けて、4月に決定します。今年度は枠が残っておりますので、8月に追加募集をさせていただいています。

(E委員)

入学準備貸付金も奨学資金も生計度は算出するわけですよね。入学準備金貸付について、生計度の基準は、あくまで順番だけを決めるということによろしいですか。

(説明者)

今まではそういう整理だったということです。本当にそれでいいのかどうかは、私も初めて所管して疑問もありますので、委員会の中で議論させていただきたい。

(A委員)

奨学金は、基本的には子どもの口座に振り込まれるのでしょうか。

(説明者)

はい。

(A委員)

中途退学者はどれぐらいいるのか。その場合はどこから返済されるのでしょうか。

(説明者)

辞退はそれほど多い数字ではないです。高校から大学まで含めて、例えば、20年度新規に貸付した方についていえば、その後21年に1名、22年5名、23年2名が辞退しています。全体では93人に貸付したうち、8名が卒業までの間に辞退しています。その方達には退学された時を起点に、返済してもらっています。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行います。

入学準備貸付金「制度の抜本的な見直し」が3票、「実施内容や手法の改善」が1票、「現行どおり」が2票であったため、判定結果は『見直しが必要』となりました。

また、奨学資金貸付金では「制度の抜本的な見直し」が2票、「実施内容や手法の改善」が2票、「現行どおり」が2票であったため、判定結果は『見直しが必要』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。